

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- IT 実装支援（顧問先やその他の取引先などの経理・税務・その他の業務プロセスにおけるデジタル化の支援）
- 企業間連携を強化するための支援（ビジネスマッチング支援）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な価格決定を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、適正な価格となるよう十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示を行います。

② 手形などの支払条件

代金は可能な限り現金で支払います。手形の使用予定はありません。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先に対して取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

サプライチェーンを担う中小企業の税務を税理士の観点で支援をしていきます。

2020年10月1日

まつやま税理士事務所

代表税理士 松山智也